

# くらしの情報

## Information

### 年金

#### ◆『国民年金保険料』の追納

保険料の未納がある方は、過去2年以内の未納分をさかのぼって納めることができます。

また、一般免除や学生免除を受けた方は、過去10年以内の未納分の保険料をさかのぼって納めることができます。納めることで、将来、より有利な年金を受けることができます。

追納を希望される方は、左記に問い合わせください。

○問い合わせ先

町民課町民係

☎ 1111内線2125

#### ◆付加保険料で年金額を増やしましょう

『付加保険料』とは、毎月の国民年金保険料に加えて支払う保険料のことです。

第1号被保険者（自営業や農林漁業、学生など）が対象で保険料は『月額400円』です。

付加保険料を納付すると、（200円×付加保険料納付済月数）で計算された金額が、通常の老齢基礎年金に加算されます。

付加保険料納付を希望される方は、印鑑を持って町民係で手続きをしてください。

## ねんきん相談

年金資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じます。質問や相談などがありましたら、この機会をご利用ください。

○日時 5月25日 午前10時～午後3時  
○場所 宮之城ひまわり館（たすけあい室）

※付加保険料だけを、納付することはできません。

※3号被保険者や保険料の免除を受けている方、国民年金基金の加入者も付加保険料の納付はできません。

#### ◆国民年金基金に加入して年金を増やしませんか！

国民年金基金は、国民年金に加入している自営業などの方々（第1号被保険者）のために老齢基礎年金に上積みして、より豊かな老後を保障する『公的年金制度』です。

○加入できる方は

国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者。（20歳から60歳までの方）

また、税制上の優遇措置もあります。

○申込み・問い合わせ先

・鹿児島県国民年金基金

☎ 099-222-6243

・フリーダイヤル（無料）

☎ 0120-20-6243

・ホームページアドレス

http://www.kagosin.jp

kin.or.jp

※鹿児島県国民年金基金でも検索できます。

#### ◆誕生月には『現況届』の提出を忘れずに！！

年金を受給している方の『現況届』（ハガキ）は、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するためのもので、毎年、誕生月に必ず提出することになっています。

『現況届』が提出されないと提出されるまでの間、年金の支払いが一時止まり、再開するまで1か月以上かかりますのでご注意ください。

## お知らせ

#### ◆平成18年度地籍調査 実施予定地区

本年度の地籍調査地区は、本庁管内大字平川の一部と鶴田総合支所管内大字紫尾の一部になります。

小字名は次のとおりです。

#### ○大字平川の一部

2, 32 km<sup>2</sup>

六十三字 二九四五筆

野開・柿木・瀬戸山・切戸ノ下・小川田・小倉川・上宮田・七十参節・塚ノ丸・向原・湯ノ迫・田ヶ神丸・仮屋ヶ迫・母ヶ野・永田・大木場・

加治原・上大木場・地神田・大園・園畑・日ノ丸・七久保

・中国・原田・菖蒲ノ渡瀬・屋敷ノ前・榎木ヶ丸・恵比須・鞍掛・踊越・前原・東原・深田・炭床・下ノ段・墓段・狩越・宮田ヶ原・下原・中渡瀬・笹原・鍋山ノ段・柿木原・尾座原田・城木場・後川・揚ヶ段・井戸ノ迫・髪櫛・増田・平田・洪柿・見立・内神山・北原・後原・荒田ヶ迫・駒帰リ・轟キ・赤瀬戸・上橋口・西田

#### ○大字紫尾の一部

1, 37 km<sup>2</sup>

五字 六二七筆

井ノ木山・井手ノ迫・間伏谷・休場・大瀬戸

なお、ほ場整備確定地区は除きます。

また、本年度の調査地区も山間部を含み、土地所有者の皆さんも高齢者が多いため、杭立てに難渋されると予想されます。お早めに土地所有者双方におかれまして、境界の確認をお願いいたします。